

ガス温水機器及び石油温水機器の 表示事項等について（案）

令和2年6月

表示事項及び遵守事項について

- 表示事項及び遵守事項は、現行基準と同様の項目とする。ただし、エネルギー消費効率については、暖房機能付きのガス温水機器及び石油温水機器は定格熱効率を表示し、それ以外についてはモード熱効率を表示することとする。

【表示事項】

- ① 品名又は型名
- ② 区分名
- ③ 構造名（構造係数を有するものに限る。）
- ④ エネルギー消費効率
- ⑤ 製造事業者等の氏名又は名称

【遵守事項】

- ① エネルギー消費効率は、小数点第1位（小数点第2位切り捨て）まで表示する。
- ② 表示事項は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器ごとに、見やすい箇所に容易に消えない方法で記載する。
- ③ 暖房部と給湯部ごとのエネルギー消費効率が測定されるものは、それぞれの効率もカタログに表示する。